# 第3次余市町教育大綱

~ 余市の教育をみんなの手で~

令和4年4月 北海道余市町

# 余市町教育大綱の策定に当たっての考え方

#### ■はじめに

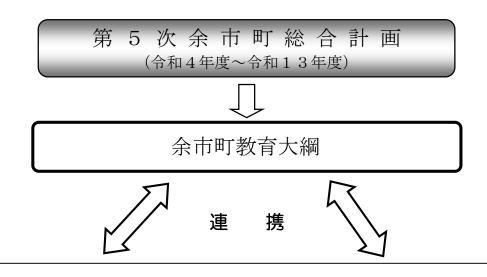
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、余市町においては平成31年4月に『第2次余市町教育大綱』を策定しましたが、令和3年度をもって計画期間が満了を迎えるにあたり、課題や今後の方向性について協議を行い、新たに『第3次余市町教育大綱』を策定するものです。

### ■大綱の考え方

大綱の構成は「第5次余市町総合計画」の基本構想を大綱の基本理念として定めるものです。

### > 大綱の体系

本大綱は、第5次余市町総合計画を上位計画とする教育目標として位置づけ、町の関係する分野の計画と連携し、整合性を図りながら策定しています。



第6次余市町社会教育中期計画 (令和元年度~令和5年度)

第2次余市町子どもの読書活動推進計画 (令和3度~令和7年度)

余市町学校施設長寿命化計画 (令和3年度~令和42年度) 第2期余市町子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度~令和7年度)

#### ■大綱の期間

「第5次余市町総合計画」との整合を図るため、大綱の期間は、令和4年度から令和13年度までとします。

なお、この期間内においても、教育に関する社会状況の変化等を踏まえ、大綱を見 直す必要が生じた場合は、総合教育会議において適宜協議するものとします。

### 参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律~抜粋~ (大綱の策定等)

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

# 基本理念

# 「未来に向けて住みやすいまちをつくる」

町民との協働により一人ひとりがともに力を合わせ、子や孫の世代にこの素晴らしい余市町を引き継ぎ、すべての人が安全・安心に暮らし続けられるまちづくり

# ■次世代の可能性を引き出す

余市町は未来への投資として、人づくりを通じ、子どもや若者といった次世代の可能性 を引き出すまちづくりを進めます。

- ■資源を最大限活用しまちを持続・発展させる 余市町は選択と集中により、限られた資源を最大限に活用したまちづくりを進めます。
- ■激動する社会に対応する

余市町はこれまでの概念にとらわれず、激動する社会に対応するまちづくりを進めます。

# 教育の方針

# <学校教育に関する施策>

- ・確かな学力、豊かな心、健やかな体を育くむ教育活動の推進
- ・長寿命化計画に基づく効果的な施設整備と本町の実態に応じた学校施設の適正規模・ 適正配置の推進

### <社会教育に関する施策>

- ・施設の効率的な運営や効果的な情報提供と心豊かに健康な人生を送る学習機会の提供
- ・デジタルコンテンツの充実と活用
- ・家庭・学校・地域社会の連携や学校運営協議会の運営
- 社会教育施設の適切な管理運営

# <芸術、文化、スポーツ活動に関する施策>

- ・持続可能な運動部活動の在り方の検討
- ・体育施設の適切な維持管理と施設整備の検討
- 発表、鑑賞、創作機会の充実による芸術文化の振興
- ・郷土の歴史に関する資料収集や文化財施設の効果的な活用と適切な保存管理